

令和6年度 社会福祉法人芙蓉会事業計画

「変革の時：未来に向けた意識改革を」

昨年5月よりコロナウイルス感染症の分類が5類となり、巷でのコロナウイルスへの対策が緩和され、もはや市民生活を維持しながらの施設内感染を完全に防ぐ方法は見つからないのが現状ですが、当法人を利用する方々に合わせた、最善と思われる対策を講じながら、当法人を必要とする方々の安心・安全を守ることを主軸に事業を進めます。

当法人の事業所には、創立者から受け継がれている、「慈善・博愛」を基にした先達の思いや、私達がお手本としてきた先達の後ろ姿、利用者のみならず職員を守るために、長い歴史の中で培われてきた様々な事柄が存在しています。それは私達が後進に伝えていくべき大切な事柄だと信じていますが、「働き方改革」に代表される労働関係法令の改正等で、様々な修正をしなければならなくなっているようです。

私の学生時代は「奉仕の精神」という言葉が福祉に対する礎として教え込まれ、低賃金でも利用者のために当たり前に従事する私達の原動力となっていました。

現在は給与水準も昔とは比べものにならないくらい向上し、「労働＝対価」が当たり前で、残念ながら「奉仕の精神」という言葉は歴史上のものになってしまいました。創立以来120年を超える歴史を有する当法人が、その歴史の中で培ってきた物事について、今の時代の法令等に遵守しているのか？奉仕という言葉に甘えていることはないか？事業所独自のローカルルールは存在しないか等、見直すべき時に来ているようです。今年新たな1年目として法人内の検証作業に取りかかり、良いものは残し、現代には相容れないものは時代に即して修正していくことで「施設の常識は社会の非常識」と言われることが無いように襟を正していきたいと思えます。また、昨年度完成させることができなかつた、創立以来の歴史事象を纏めた「社会福祉法人芙蓉会110年通史」の発行や、乳児院恩賜記念みどり園の改築に係る事業などを進めます。当法人を利用する方々の最善の利益の追求と、地域などから求められる公益事業の展開を継続するために、昨年作成した法人紹介動画などを使用して積極的に当法人のアピールや、求人情報を発信し、次世代の担い手の確保や、当法人を選んで働いてくれている職員の誰もが安心して仕事が続けられる労働環境の整備、職員自身がキャリアアップする事に対してモチベーションの維持ができることなどを主軸に、先達の作り上げてきた思想や理念・支援技術を継承し、進化・発展させる次の世代の人材の確保や、育成をおこなう事業を継続して展開することを心掛けます。

「法人本部」

社会福祉法人芙蓉会は2024年6月で創立121周年を迎えます。

法人理念「自分を愛するように、あなたの隣り人を愛せよ」の下、地域社会との信頼関係を構築し、質の向上とガバナンスを高めていくことが重要と考えており、更なる透明性（情報公開）・倫理性（苦情解決）・組織性（内部監査・監事監査・外部監査）の積極的な取り組み姿勢、労務管理、地域貢献活動（買い物困難者への支援事業）の

実践を推進して参ります。

現在、社会福祉法人では「人材確保、育成、定着」に苦慮しており、このような厳しい環境下で、「人材が集まり・育ち、定着する職場」をどのように整えるべきか、事業の継続性や持続的な成長性を実現するために「人材」について経営戦略と整合性をもって推進することは、当法人の優先すべき課題であります。福祉サービスは人を相手として、人の手によって行われる対人サービスであり、福祉人材の確保及び資質の向上は、福祉サービス提供そのものに影響を及ぼすことになり、新卒者だけでなく中途採用の強化が求められ、採用方法にも工夫が必要となり良質な福祉サービスの継続的な提供に向けて、「福祉の仕事の魅力」の発信（WEBの有意義な活用等）に向けて不断の努力を重ねて参ります。

最後に、新任職員は4月に坂倉裕子氏による「社会人の基本と仕事の覚え方、人間関係の基本の心理学、信頼されるコミュニケーション」について学び、秋には立石雅世弁護士、塩谷知一弁護士及び平山周恒弁護士による「ハラスメント研修」を開催し、働きやすく魅力ある職場づくりと職員の資質向上に努めより質の高いサービス提供を目指して参ります。

「児童養護施設 ひまわり園」

令和5年（2023年）4月1日に子どもに関する行政事務の一元管理を目して「子ども家庭庁」が設置されました。少子高齢化した日本の子どものための環境整備をおこなうために設置されたものであり、子どもを社会の中心に据えた取り組み・政策「こどもまんなか社会」の実現を目指すというものです。社会的養護に関係することとしては、親子再統合、里親支援、自立支援、子どもの意見表明などの点でさまざまな施策が行われることとなります。特に「里親支援センターの設置」「児童自立生活援助事業の見直しと拡充（年齢制限の撤廃など）」などは児童養護施設に対しても大きな変化をもたらすことが予想されます。

ひまわり園においては、平成7年に改築した現存の本体建物を今後どのように活用していくのが課題となっています。当時は定員90名の6ユニットによるユニットケア（1ユニット15名定員）と高校生の自活訓練ホームを運営していましたが時代とともに少しずつ変化してきました。今後も国が求める施設の「小規模化」に対しては本体施設の設備について国に申請できる設備条件で県に問い合わせても明確な返答がまだ得られていないこと、設備は整ってもユニット定員6人にするためには入所を制限しなければならないことが課題となっています。

また、一方で「地域分散化」に関しても課題があり、みどり園北側に土地を購入したにもかかわらず建物建設が進んでいないこと、現存の地域小規模児童養護施設の老朽化しているということが挙げられます。

運営面においては、入所児童数減少に伴う事業費収入の減少、縦割りユニット維持と労働基準法に則った勤務体制整備のための職員確保と人件費の確保も課題となっています。小規模グループケア申請が可能になれば人件費加算を受けられるのですが上記のような問題があるため現状では厳しい状況にあります。また、地域分散化を進め

た場合、本体の空きユニットをどのように活用していくのかも検討していますが明確な方針が定まっていないという課題もあります。空きユニットの活用方法としては「一時保護機能」「ショートステイ対応」「児童自立生活援助事業」などが考えられますが、こうした事業を行うには更なる人材確保、育成も必要です。こうした課題に対しては今後とも幹部職員や現場職員と継続検討していき、一つひとつ実現していきます。

【地域小規模児童養護施設 ひろみ】（ひまわり園加算事業）

本体施設の支援のもと、地域の中での生活体験を基盤に、家庭的な環境の中で、より個別的な関わりを持ちながら、個別のニーズに沿った支援を提供することを目指します。職員が4人体制になり、3年目に入りました。単独勤務の時間が減少しましたが、十分なものではありません。どういった勤務体制で児童を養育していくのが良いのか、未だ定まっておられません。事業を進めながら、より良い養育環境・勤務体制を整えていきます。

今年度は、中学校3年生は1名、高校3年生2名が進路を決めることとなります。子どもが主体的に自分の進路を選択し、それに向かって努力出来るように支援していきます。近年、充実してきた奨学金や、進学就職を支援する制度などの社会資源について、職員が学び、子どもにしっかり提示出来るよう努めていきます。

近年、入所児童数の確保に苦慮しております。現在の社会的養護において、児童の意見を尊重することが最重要となっており、本園からひろみへの移行となると、転校や担当職員が変わるなどの問題があり、移行には困難が生じます。これらの問題に対しては、縦割りのユニットでの養育、担当制を重視している当園においては、容易に解決出来る問題ではなく、施設の移転等を含め、園全体で対応策の検討が必要です。

また建物の老朽化に対しても対策の検討が必要です。家屋の改修や移転など、具体的な計画を立てていく中で、現場としての意見も積極的に発信し、計画が円滑に進むよう努めていきます。地域との良好な関係を築いていくことに努めます。地域住民との日常の関りを大事にしていくと共に、町内会や子ども会などの、地域の行事に積極的に参加することで、施設や子どもへの理解が深まるよう努めていきます。また地域の中の児童福祉施設として、少子化、高齢化の影響を受けている地域に貢献出来ることを模索し、日常生活の中で実行していきます。

令和6年度は本体施設の支援のもと、以下の基本目標に基づき、職員の技能向上および児童養護サービスの向上に努め、安全で安心な暮らしを子どもたちに保障し、社会的自立並びに家族再統合に向けて、関係機関、地域、学校、保護者と連携・協働して事業を推進します。

「乳児院 恩賜記念みどり園」

昨年度は定員を25名で運営することができましたが、国による家庭的養育の推進の影響からか入所児の減少が進んでいます。このため令和6年度は暫定定員20～21名での運営が強いられそうです。令和5年5月にコロナウイルス感染症が5類に分類

され、巷のコロナ対策も緩和されていますが、マスクができず、言葉によるコミュニケーションが難しい乳幼児の安心・安全を守るため通常のコロナウイルス等への感染症対策を継続しながら事業を進めてまいります。

恩賜記念みどり園は昭和 27 年 4 月 1 日に認可を受けて今年で 72 年目となります。現在の園舎は昭和 51 年 3 月の増改築後 48 年経過し、老朽化が否めないことや、令和元年以来、静岡県 の 指 導 監 査 で、 県 独 自 の 耐 震 基 準 を 満 た し て い な い こ と の 助 言 指 導 を 受 け て 続 け て い る こ と、 現 状 の 間 取 り で は 時 代 の 要 請 に 応 え る こ と が 難 し い の で、園舎改築計画を進めています。国が推進する家庭的養護推進計画加速化プランの最終年度である令和 6 年度に改築がはじめられるように、昨年 7 月に補助金申請にエントリーし、令和 6 年 1 月 10 日に静岡県による基本設計審査を受けましたが、乳児院運営に関する関係法令や、消防法、改築に関する補助金申請上の諸規則や、改築費捻出の関係で、国への協議申請は 4 月になり、内示は令和 6 年 6 月頃になる見込みです。現状では令和 8 年 3 月末の完成が危ぶまれています。できる限りの方策を駆使して乳幼児の相談支援や、在宅家庭への支援(ショートステイ・母子のデイサービスや一時保護等)を充実させた乳幼児総合支援センターの建設計画に関する事業完了を目指します。

園内での養育に関しては、ふようデイサービス跡地への移転準備を意識した養育形態の変更や、職員配置の見直し等を行い、最終的には改築後の新園舎での養育形態に対応できるよう勤務形態を充実させることや、社会福祉施設第三者評価の 1 年前倒しの受審ができるように、自己評価委員会を中心に園内の養育状況等の検証や見直しを行うと共に、より一層の小規模化・分散化された養育形態を模索しながら、より子ども達のニーズに応えられるよう体制の整備を心掛けます。

また、昨年度末に完成した「安全計画」が機能していくように、職員への定着促進を図るための機会を増やし、24 時間 365 日稼働している児童福祉施設の体制整備や設備の充実、職員の労働環境の整備等、事業継続に向けて必要な人材の確保や養成についても事業計画に盛り込みながら、別添え資料の事業を進めます。

「特別養護老人ホーム みぎわ園」

令和 6 年度計画を組むにあたり、年明け元旦、能登半島沖を震源としたマグニチュード 7 の地震、翌 2 日には日航機と海保機との衝突事故等、私たちを震撼とさせる年明けとなりました。この様な中、年度計画の柱として介護保険報酬改訂、医療保険制度改正、併せて介護保険総合支援法の改定とトリプルの改正が行われる年度であります。介護保険報酬改訂については、改訂率 1.59%、うち介護職員処遇改善に係る改訂 0.98%、報酬単位分 0.61%という予定であります。また今回の改定では、細かな各種加算がキーワードで注目すべき点と加算取得の上で義務化された要件の猶予期間が無くなる点もあります。加えて ICT 関連を各種活用して介護現場での労作負担の軽減を図るとした加算など、デジタル化の推進が注目された点であります。

新築となったふようデイサービス(定員 50 名)での運営、居宅支援事業所スタッフによるケアプラン事業の充実と、それら稼働における事業展開を期待する年度でも

あります。

感染対策については、コロナウイルス感染症 5 類に分類後、感染者数の有無にかかわらず営業の休止等はなくなったものの、依然として感染症でのダメージは厳しいものがあります。手洗い、アルコール消毒、マスク着用等々と対策は進めていますが、感染の防止には難しい所がある事も想定した上での事業展開が必要としています。介護人材の確保計画については、全国的にも介護人材の不足は大きな問題となっている所ですが、大切なのは如何に施設を知ってもらうかと言う点で、その中には積極的な学校訪問を行い PR を進めること、また募集広報をどのように進めるかという点で、SNS などデジタル分野での活用等の検討も視野に進めます。

企業主導型保育施設「さくら保育園」

保護者が子どもとともに出勤し、保護者の退勤後すぐに迎えに来てもらえることや、居住地に近い保育園を探すまでの期間が長くなり、近隣の保育園に 3 歳で入園できるよう支援を続け、保護者への支援を目的として事業を進めて参ります。

法人の多様な就労形態に対応する就業環境（仕事と子育ての両立）を整え、職員の雇用の安定を図ることを目的に進めて参ります。